

社内検査の取扱いについて

水産林務部が所管・発注する請負工事に係る社内検査については、平成 21 年 8 月 1 日以後に入札の公告等を行う工事から、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

留萌振興局産業振興部林務課

1 目的

請負人による自主施工の原則に鑑み、請負人が実施する社内検査を徹底することで、品質確保に対する請負人の自己責任の向上を促し、より一層の品質確保を図るものとする。

2 内容

区 分	従 前	H 2 1 . 8 . 1 以後に入札の公告等を行う工事	
対象工事	すべての工事	下請総額 3 千万円未満 (監理技術者の配置を必要としない工事)	下請総額 3 千万円以上 (監理技術者の配置を必要とする工事)
資格要件	現場代理人、主任技術者以外の者で、請負人があらかじめ指定した職以上にある者	従前どおり	現場代理人、主任技術者、監理技術者以外の者で、10 年以上の現場経験を有し、かつ、技術士又は 1 級土木施工管理技士の資格を有した者、又はこれと同等の能力と経験を有する者(社外の者でも可)
実施基準	主要な施工の区切り、工事の重要な部分 (請負人の任意)	主要な施工の区切り、工事の重要な部分 (請負人の任意)、段階確認一覧表の項目 (必須)	主要な施工の区切り、工事の重要な部分 (請負人の任意)、段階確認一覧表の項目 (必須)
検査結果	その都度、報告	その都度、報告、検査時に提出	その都度、報告、検査時に提出
報告様式	請負人の任意様式	所定の様式(請負工事社内検査実施結果報告書)	所定の様式(請負工事社内検査実施結果報告書)